

令和元年度

川口市いじめから子どもを守る委員会

活動状況報告書

(平成31年4月～令和2年3月)

令和2年7月

川口市いじめから子どもを守る委員会

目 次

1	いじめから子どもを守る委員会の概要	1
(1)	設置の経緯	1
(2)	所掌事務	1
(3)	委員	1
(4)	委員による面接相談	1
(5)	定例会	1
(6)	調査・調整	1
2	活動について	2
(1)	活動状況	2
(2)	啓発・研修（いじめから子どもを守る委員会主催）	2
(3)	啓発・研修（他部局主催）	3
(4)	周知・広報	3
3	相談ケースと対応状況	4
(1)	校種および学年	4
(2)	受付種別	4
(3)	調整活動	4
(4)	いじめを受けた子どもの性別	4
(5)	いじめの発生場所	4
(6)	いじめに関わった人	4
(7)	いじめの態様	4
(8)	相談者	4
4	委員活動から見えてきた課題	5
5	一年を振り返って	6

1 いじめから子どもを守る委員会の概要

(1) 設置の経緯

子どもが将来に明るい希望を持って生活し、学び、健やかに成長できるまちの実現のため、いじめの防止・早期発見・対応に関する市及び学校の責務、保護者・子ども関連団体・関係機関等並びに市民の役割を明らかにし、いじめの防止等に関する施策の基本的事項及び組織について必要な事項を定める「川口市いじめを防止するためのまちづくり推進条例」が平成29年4月1日に施行された。

同条例に基づく新たな取り組みとして、市立学校各校に、学校全体でいじめの防止に取り組むための中心的な役割を担う「いじめ対応教員」を任命した。また、いじめの相談に対応するための「川口市いじめから子どもを守る委員会」を設置し、同年5月より相談業務を開始した。

(2) 所掌事務（条例第16条）

- ・いじめ（いじめの疑いがある場合を含む）に関する相談に応じ、必要な助言及び支援を行うこと。
- ・いじめに関する救済の申立てに基づき、いじめの事実の有無の調査、調整、勧告または是正の要請を行うこと。
- ・市長に対し、いじめの再発防止及びいじめの問題の解決を図るための方策の提言等を行うこと。

(3) 委員（3人／任期2年）

角南 和子（弁護士 ※委員長）
並木 茂夫（教育関係者）
星野 崇啓（小児科・児童精神科医）

(4) 委員による面接相談（要電話予約）

相談日 … 第1～3木曜日午後

予約電話 … 048-258-4093

月～金曜日（祝日・年末年始を除く）8時30分～17時15分

(5) 定例会

相談ケースの共有、意見交換、今後の対応等に関する委員会としての意思統一を図るため、毎月1回開催。

(6) 調査・調整

救済申立て等に基づき、いじめの事実の有無に関する調査を実施し、必要に応じ、いじめの防止等のための調整を行う。

2 活動について

(1) 活動状況

月	内 容	件数	月	内 容	件数
H31 4	相談業務 定例会	1 1	10	相談業務 定例会	2 1
R1 5	相談業務 定例会	1 1	11	相談業務 定例会	0 1
6	相談業務 定例会	2 1	12	相談業務 第2回勉強会 定例会	1 1 1
7	相談業務 定例会	2 1	R2 1	相談業務 調査・調整活動 定例会	0 1 1
8	相談業務 調査・調整活動 第1回勉強会 定例会	0 1 1 1	2	相談業務 定例会	2 1
9	相談業務 定例会	0 1	3	相談業務 定例会中止	0

※3月定例会は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止

(2) 啓発・研修（いじめから子どもを守る委員会主催）

「いじめ対応についての勉強会」

趣 旨：学校現場において、いじめを早期に発見し、児童・生徒に対し適切に対応する事が重要であることから、研修等の機会の提供により、教職員等のスキルや対応力の向上を図る。

○第1回勉強会

日 時：令和元年8月1日（木）午後1時30分～午後4時30分

場 所：教育研究所芝園分室 会議室2

講 師：委員会委員（角南 和子、並木 茂夫、星野 崇啓）

参加者：34人

〈内容〉

事前配布したケース資料を基に、テーマに沿ってグループ討議及び発表を行った。続いて星野委員による「いじめの構造と対応」の講義を受け、理解を深めた上でテーマに沿ってグループ討議及び発表を行った。勉強会のまとめとして並木委員による「いじめ問題解決の一步～いじめる子の指導～」の講義が行われた。

○第2回勉強会

日 時：令和元年12月26日（木）午前10時～午後4時

場 所：川口市役所5階 大会議室

講 師：委員会委員（角南 和子、並木 茂夫、星野 崇啓）

参加者：33人

〈内容〉

第1回勉強会で検討したケースを更に深め、テーマに沿ってグループ討議及び発表を行った。続いて星野委員による「いじめの構造と対応」の講義を受け、理解を深めた。午後からはグループ討議で具体的な対応を考え発表し、また委員の考えるアプローチを学び回答を共有した。勉強会のまとめとして並木委員による「いじめ問題解決の一步」の講義が行われた。

(3) 啓発・研修（他部局主催）

○10年次研修（学校教育部主催）

日 程：令和元年5月31日（金）
場 所：SKIPシティ 映像ホール
講 師：並木 茂夫 委員
参加者：市立小・中学校教員61人

○ライフスキル研修（学校教育部主催）

日 程：令和元年8月6日（火）
場 所：SKIPシティ 多目的ホール
講 師：並木 茂夫 委員
参加者：市立小・中学校教員78人

○次世代支援・教育力向上特別委員会研修会

日 程：令和元年11月15日（金）
場 所：市議会第3委員会室
講 師：角南 和子 委員長
参加者：市議会議員

(4) 周知・広報

- ・市立学校長会議での周知
- ・広報かわぐち 相談窓口ページ（毎号）
裏表紙にて周知（8月号から）
いじめ撲滅強調月間（11月号）
- ・ホームページ 当委員会ページリニューアル
市トップページにバナーを設置
市トップページ「重要なお知らせ」に掲載
- ・チラシ・カード配布 市内小・中学校・高校（県立・市立）、特別支援学校
市スポーツ少年団登録単位団（チラシ）
- ・ポスターの掲示 市内小・中学校・高校（県立・市立）、特別支援学校
市役所及び、市内公共施設、市内掲示板
- ・男女共同参画啓発誌「カラフル」（市民生活部発行）
- ・自殺対策関連相談窓口一覧に掲載（保健所発行）

3 相談ケースと対応状況

(1) 校種および学年

校種	学年	ケース数						計
		1年	2年	3年	4年	5年	6年	
小学校		1	2	1	3	0	3	10
中学校		2	1	1				4
高校		3	0	0				3
その他								0
								17

※前年度からの継続ケースも含む

(2) 受付種別

電話	来庁	合計
17	0	17

【内訳】 ・電話で終了 12ケース
 ・委員面談実施 5ケース（延べ11回対応）

(3) 調査・調整活動

内容	ケース数	対応数
学校訪問	2	2

(4) いじめを受けた子どもの性別

性別	小学校	中学校	高校	その他
男子	5	1	2	0
女子	5	3	1	0

(5) いじめの発生場所

学校	※子ども関連団体	放課後児童クラブ	塾	インターネット	その他
16	1	0	0	0	0

※スポーツクラブ

(6) いじめに関わった人（複数）

同級生	上級生	下級生	学年不明な子ども	指導者	保護者
15	1	0	1	1	0

(7) いじめの態様（複数）

暴力	暴言・悪口	無視・仲間はずれ	器物隠匿・破損等	インターネット
5	11	8	6	2
差別	性的いじめ	金品のたかり・恐喝		
2	1	0		

(8) 相談者

本人	父	母	親族	友達	先生	近隣知人	不明	その他
4	2	10	0	0	1	0	0	0

4 委員活動から見えてきた課題

- (1) 調整活動や研修会を通じて、教員の中には「いじめがあったと認識されたならば『悪いこと』として指導しなければならないが、いじめの有無が認定できなければそもそも指導できない」という考え方もあることがわかった。いじめとは、子どもが安心できない集団の中で生き抜くための未熟な対人関係スキルであり、孤立におびえる子どもたちの関係性を改善しなければ解決しないという視点に立てるよう、教育の現場を支援してゆく必要があると考える。
- (2) 自分の考えを教員に言う子どもに対して、子どもの気持ちや意見として耳を傾けるのではなく、自分勝手に言っていると捉えてしまう場合が見受けられた。教員の側に子どもの声を聴くという姿勢が必要であり、その姿勢は適切ないじめ対応にも重なることを理解してもらう必要があると考える。
- (3) 子どもの被害を教員が認知した際に、校長が率先してリーダーシップを発揮し学校全体で組織的な対応を行ったことで、比較的早期に被害者の傷つきが緩和し学校に復帰できたケースもあった。いじめはどの学級でも起こりうるもので、教員の指導不足としない学校の体勢が重要であり、今後も学校にフィードバックしてゆく必要があると考える。
- (4) 2度の勉強会で具体的なケースへの対応についてグループワークによって実践的な対応を検討できたが、委員と参加教員との対話の時間が十分取れなかった。委員には司法もしくは医療関係者も含まれ、教育と一線を画して機能している分、他領域の知見を生かしつつも子どものために協働するという対話の機会が必要であると考えられる。
- (5) 調整活動の際に、本委員会の活動について未だ十分に知られていないことがわかった。勉強会などを通じて、本委員会への理解を学校現場に広めていく必要がある。
- (6) 面接相談の時間帯が昼間であるため、相談に来たくても仕事の都合で来られないケースがあった。今後、そのような場合にどう対応するかを検討していく必要がある。

5 一年を振り返って

角南 和子 委員長

平成30年度に行った勉強会を振り返って、昨年度は夏休みと冬休みに具体的事例にどう対応するかというグループワークを中心とした勉強会を行いました。いじめられて不登校になりそうな子のために、担任が席替えをするにはどのような席替えがよいかなど、その日初めて会う先生たち同士が知恵を出し合うグループワークは概ね好評でしたが、質問等から、先生たちの中には、いじめ対応に正解があるはずとの思いからか、このような場合はこうすべきであるなどとの我々委員からの回答を望んでいる方がいることに気づきました。

しかし、学校現場で子どもに起こる出来事や子どもたちの言動は千差万別なので、こうするのが正しいという正解などはなく、我々委員に指摘できるのは、こういうときにはこういうことを言うべきでない、すべきでないという NG 対応ぐらいです。とはいえ、勉強会で NG 対応を確認することが先生方の潜在能力を生かすことにはつながらないでしょうから先生たちが今、目の前で抱えているケースについて、ああでもないこうでもない委員と一緒に知恵を絞る機会を設けられたらと思いました。

並木 茂夫 委員

本年の活動報告の中に本委員会で「子どもが安心できない集団の中で生き抜くための未熟な対人関係スキルであり、孤立におびえる子どもたちの関係性を改善しなければ解決しないという視点に立てよう、学校を支援したい。」という委員の意見があった。私もかつて担任をしているとき多くの課題を抱え全く改善されない女子生徒の指導に当たったことを思い出した。当時の私の指導力では「集団の中で生き抜くための未熟な対人関係スキル」などとても思いつくレベルでもなくひたすらただ彼女をどう守るかが全てで、そのことに精力を使い果たした記憶がある。私にできることはただひたすら彼女の側に立ち一緒に居てやるだけという情けない対応であった。担任である私と二人教室で向かい合い給食を食べていたが、なぜか彼女は嬉しそうだったことを記憶している。

今、この委員会に関わり研修会で先生方にお会いし、生徒への深い思いを感じ嬉しい気持ちになる反面、妙に物分かりの良い傾向に不安を抱いてしまう。研修で対応策を学び、そのことがそのまま、孤立におびえる子どもの行動変容に繋げることがいかに難しく困難なことかどこまで気が付いていただいたかである。少なくとも「子どもが安心できない集団」である学級環境は担任教師の姿勢で改善する気概を見せて欲しい。まさにいじめ問題はマニュアルとおりにはいかない難しい課題である。

当委員を拝命して、第二期の1年が終了しました。本年度は、とてもつらい出来事もあり、何か至らぬ点がなかったか検証しつつ、次の一年はますます気を引き締めて対応に臨む所存です。

いじめの問題は大きくなればなるほど、「事件」として特定され、「被害」と「加害」に二極化して考えられがちです。実際に被害をうけた子ども・家族の苦痛は甚大なものであり、責任の所在を考える上では必要なことではあります。この二極化された考え方が、いじめ問題の奥深さを曇らせてしまう危惧を感じてやまない1年でした。

いじめの問題が根深く大きくなるかどうかは、被害者と加害者ではない「その他の人」が鍵を握っています。いじめを「事件」として特定し責任追及が始まると、「その他の人」の存在が消えてしまうのです。もちろん「その他の人」は加害を推奨しているわけでもないし、責任があるわけでもありません。しかし、いじめの事実に対する恐怖が、ときにいじめが大きくなることを許容することになります。このことがいじめが深刻となる一因です。

つまり、いじめが「事件」として認識される域までいってしまってから対応では遅いのです。もちろん「事件」への対応も重要ですが、その先に子どもが、もしくは家族が集団に所属することに対することに不安を感じていることを認識して、子どもの特性にあわせて安心できる距離をさぐりつつも、みんなが集団の中に居場所を感じられるような環境をどう作ればよいかを、今後も現場の方々と共有してゆきたいと考えています。